

建設関連業における 入札契約制度の改正について 【平成26年4月1日施行】

宮城県出納局契約課



1. 制度改正の目的

- 建設関連業における適正な競争環境の形成と業務品質の確保を目的に、以下の観点で入札・契約制度を改正するもの
 - ①低価格競争の抑制
 - ②技術力等を適正に評価する環境の整備

2. 制度改正の概要

2-1 低価格競争の抑制

(1) 調査基準価格の引き上げ

- 調査基準価格の算定式を国土交通省が定めるものに改正
- 調査基準価格の予定価格に対する割合の引き上げ幅は約8%

【現行】調査基準価格算定式

業種区分	調査基準価格 = Σ ①~②	
	①	②
土木関係の建設コンサルタント業務	直接業務費 相当額×0.8	諸経費相当額 ×0.6
測量業務		
地質調査業務		
補償関係コンサルタント業務		
建築関係の建設コンサルタント業務		

2

改正

【改正】調査基準価格算定式（国土交通省の算定式と同じ）

業種区分	調査基準価格 = Σ ①~④				設定の範囲
	調査基準価格における 直接業務費相当額		調査基準価格における 諸経費相当額		
	①	②	③	④	
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費	直接経費	その他原価×0.9	一般管理費等 ×0.3	6/10~8/10
測量業務	直接測量費	測量調査費	諸経費×0.4	—	6/10~8/10
地質調査業務	直接調査費	間接調査費 ×0.9	解析等調査業務費 ×0.75	諸経費×0.4	2/3~8.5/10
補償関係コンサルタント業務	直接人件費	直接経費	その他原価×0.9	一般管理費等 ×0.3	6/10~8/10
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費	特別経費	技術料等経費×0.6	諸経費×0.6	6/10~8/10

3

(2) 失格判断基準の引き上げ

- 調査基準価格の引き上げに合わせて失格判断基準の1と2を改正
- 失格判断基準1と2を加えた額の予定価格に対する割合の引き上げ幅は約5%

【現行】失格判断基準

失格判断基準1	設計額における直接業務費相当額×0.7
失格判断基準2	設計額における諸経費相当額×0.45
失格判断基準3	入札価格の平均額×0.9

【改正】失格判断基準

失格判断基準1	調査基準価格における直接業務費相当額× 0.8
失格判断基準2	調査基準価格における諸経費相当額× 0.8
失格判断基準3	入札価格の平均額×0.9

4

2-2. 企業の技術力等を適正に評価する環境の整備

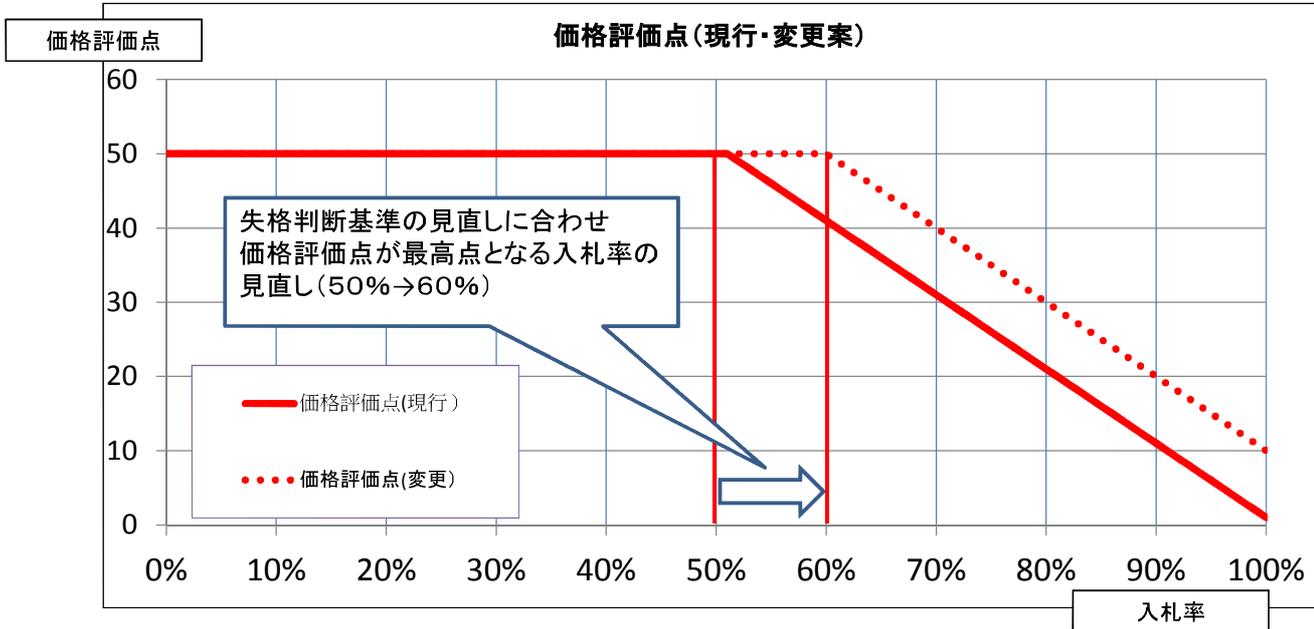
(1) 総合評価落札方式の試行拡大

- 簡易型の適用拡大(設計業務、建築設計業務を追加)
- 一般競争入札における総合評価落札方式の試行を拡大



5

- (2) 総合評価落札方式における価格評価点の見直し
- 失格判断基準の見直しに合わせて価格評価点が最高点となる入札率を50%から60%へ引き上げ



建設関連業における設計共同体 (設計JV)制度の導入について 【平成26年2月1日施行】

宮城県出納局契約課

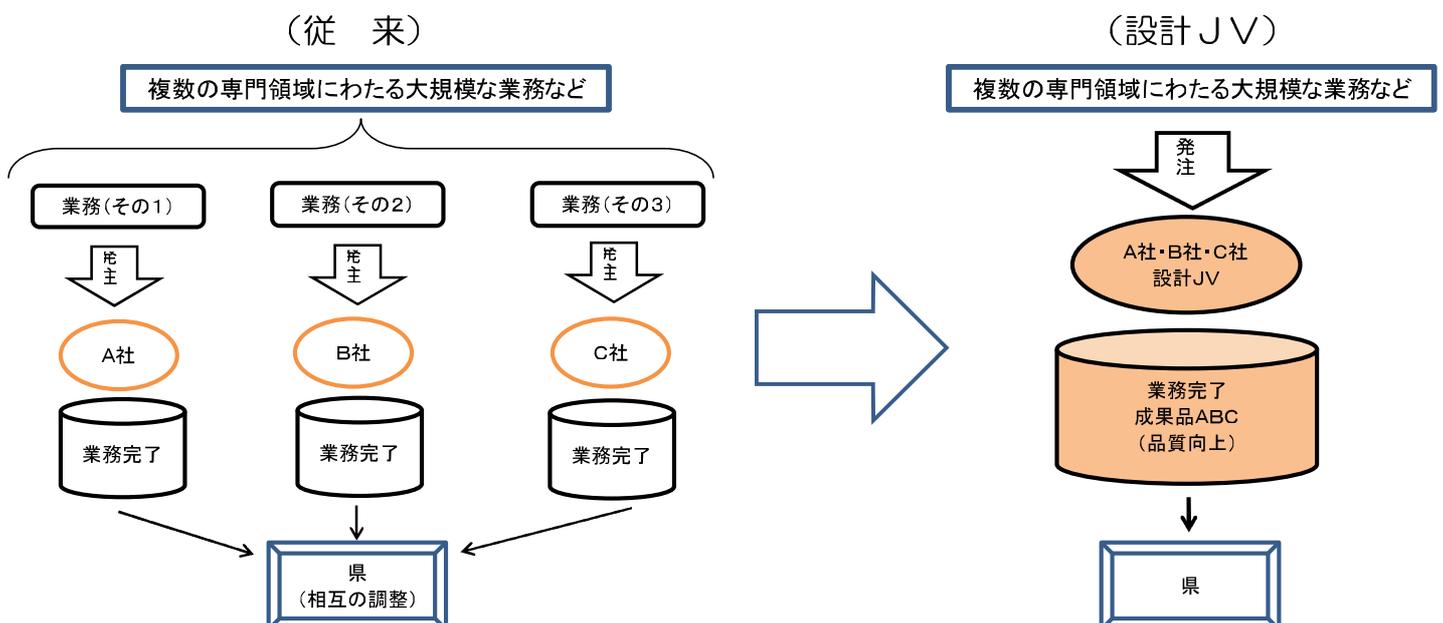
1. 制度導入の目的

- 大規模かつ高度な技術力を要する業務の実施にあたり、専門領域の異なる複数の企業が一体となって受注することにより、業務の成果の品質向上を図り、また、地元企業の技術力向上の機会を確保するため、新たに建設関連業務における共同企業体（設計共同体（設計JV））制度を導入する。

8

2. 設計JVの概要

《 制度のイメージ 》



9

- 複数の単体企業の技術力を結集することにより、復旧・復興の確実かつ円滑な業務の実施並びに業務の品質及び地域の技術水準の向上に資することを目的として業務ごとに結成される共同企業体で、次の2つに類型化する。
 - (1) 設計JV（高度型）
 - 高度な技術を要し単独では履行が難しい業務の実施を目的として結成されるもの
 - (2) 設計JV（地域型）
 - 共同受注により県内企業の技術力向上と経済的地位向上を目的として結成されるもの
 - 県内に本社・本店を有する企業を1者以上含むこと

3. 対象業務

- 設計価格が1千万円以上で、発注部局が設計JVによる実施が必要と認めた案件